

事業再評価調書

[事業種別]		[街路事業]	
事業名		尼崎堺線（住之江）整備事業	
【再評価理由】		【③事業開始後 5 年経過 5 回目】	
担 当		建設局道路河川部街路課 (電話番号：06-6615-6745)	
1	事業目的	・ 尼崎堺線は、本市西部の南北軸を形成する新たなわ筋などにかかる、尼崎市境から堺市境に至る延長約 15km、幅員 30m の重要な幹線道路で、当該区間の現道は大型車両が非常に多い路線である。 ・ 当該区間と柴谷平野線が交差する北加賀屋交差点は、広域的な南北交通と南港から内陸部への自動車交通が集中する交差点で、沿道には地下鉄北加賀屋駅や病院などの公共施設があることから、道路拡幅を行い、自動車交通の円滑化及び歩行者や自転車等の交通安全対策を図ることとしている。	
2	事業内容	街路整備（拡幅） 延長 L=240m 幅員 W=30m（片側 2 車線、歩道・電線共同溝を整備） 現道幅員 27m（片側 2 車線、歩道あり）	
3	事業の概況 ※[]内は前回評価時	事業開始 平成 6 年度 事業完了予定 令和 7 年度 [令和 6 年度] 全体事業費 13 億円 [12 億円] 既投資額 8 億円 [8 億円] 変更点：事業期間延伸、全体事業費変更	進捗率（事業費ベース） 59% [64%] 工事進捗率（面積ベース） 0% [0%] 用地取得率（面積ベース） 62% [62%]
事業の必要性の視点	4 事業の必要性の評価 A～C	・ 本事業については、柴谷平野線と交差する北加賀屋交差点付近においては、交差点改良による自動車交通の円滑化と歩道拡幅による歩行者や自転車等の安全対策を図るため、道路拡幅の必要性は高い。 ・ 費用便益分析の結果、費用を上回る便益を確認できる。	
	5 事業の実現見通しの評価 A	【費用便益分析結果】 費用便益比 B/C=2.08（総便益 B：39.4、総費用 C：18.9）	

	6 事業の優先度の視点の評価 A	・本事業については、令和3年度に中間見直しを行った「都市計画道路の整備プログラム」において、当該区間は令和7年度に完成することとしている。 ・「大阪市地域防災計画（R5.4）」において、避難圏域内の市民等を広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるための避難路に位置付けている。 ・「大阪市無電柱化推進計画（H31.3）」において、当該区間は都市防災機能の向上に資するものと位置付けている。
	対応方針（案）	事業継続：A
7	（理由）	・本事業については、柴谷平野線と交差する北加賀屋交差点付近においては、交差点改良による自動車交通の円滑化と歩道拡幅による歩行者や自転車等の安全対策を図るため、道路拡幅の必要性は高い。 ・用地取得率は60%を超え、残る地権者との継続的な協議を進めているとともに、重点的な財源が確保できる交付金にて事業を進めているため、事業完了の見通しは高い。 ・以上により、本路線の整備の優先度は高い。
8	今後の取組方針（案）	本事業については、北加賀屋交差点の交差点改良は完了しているものの、歩道拡幅による歩行者や自転車等の安全対策の必要性が高いことから、引き続き早々の用地買収に努め、令和7年度末までの事業完了に向け重点的に実施する。